

平成29年第4回初日

○議長 宮城清政君 ただいまから平成29年第4回南風原町議会定例会を開催いたします。
これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開会（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって15番 大城真孝議員、1番 知念富信議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長 宮城清政君 日程第2．会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、会期は11日間と決定いたしました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配布いたしました会期日程表のとおりでございます。

日程第3．議長諸般の報告

○議長 宮城清政君 日程第3．議長諸般の報告を行います。平成29年第3回定例会から本日までの諸般の報告をお手元に配布されているとおり、事業名、日時、開催場所を日付順に示してございます。そのなかから、1ページの6番目、9月29日、第2回沖縄県市町村自治会館管理組合議会定例会が自治会館で開催されました。

同じく7番目、10月5日、沖縄町村議会議長会定例理事会が、北大東村都市農村交流施設で開催されました。

同じく8番目、10月10日、沖縄県知事及び沖縄県議会議長へ意見書及び決議を提出してまいりました。

同じく9番目並びに次ページ10番目、10月10日、南部地区市町村議会議長会委員会及び定例総会が豊見城市役所で開催されました。

同じく11番目、10月11日、沖縄県町村議会議長会定例総会が自治会館で開催されました。
同じく10月12日、サムシング・フォー西崎において、町村議会議員・事務局職員研修会

と交流会が行われました。

同じく14番目、10月30日、平成29年第3回南部広域行政組合議会定例会が自治会館で行われました。

3ページ、19番目、11月15日、町区長会との意見交換会を庁議室で開催し、活発な意見交換ができました。

同じく22番目、11月20日、地方自治法70周年記念式典が東京都において開催され参加をしてまいりました。

同じく23番目、11月21日から23日までの間、第31回全国離島振興市町村議会議長全国大会と第61回全国町村議会議長全国大会に参加をしてまいりました。

同じく24番目、11月25日、南風原町青年連合会70周年記念式典・祝賀会が黄金ホールで開催されました。以降は、議員各位にてご一読くださるようお願い申し上げます。

次に、南部水道企業団、東部消防組合、南部広域市町村圏事務組合、那覇市・南風原町環境施設組合、東部清掃施設組合、南部広域行政組合のそれぞれの一部組合議会の報告が提出されております。また、町監査委員から例月出納検査結果（8月・9月・10月）が提出されておりますので、各自ご覧になっていただきたいと思っております。

次に、平成29年第3回定例会以後に受理しました陳情2件については、11月30日に配布しました陳情書の写しのとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたのでご報告いたします。以上をもって諸般の報告とします。

日程第4．町政一般報告

○議長 宮城清政君 日程第4．町政一般報告を行います。町長から、町政一般報告も申し出がありましたのでこれを許します。副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、町長に代わりまして町政一般報告をさせていただきます。

2ページをお開きください。はじめに、総務部総務課関係について申し上げます。10月22日に衆議院議員総選挙が行われました。有権者数2万8,986人に対し投票者数1万7,504人、投票率60.39パーセントで前回より3.56パーセント増となりました。投票日当日の悪天候が予想されるなか、期日前投票者数が例年より増えたことが特筆されます。

次に、企画財政課関係について申し上げます。11月28日に平成30年度から5年間を目標期間とする南風原町中期財政計画を策定しました。今後、本計画を指針とした健全な町財政運営に取り組んでまいります。

11月29日に町女性団体等交流会を開催し、各団体より12名が参加者しました。交流会では、去る9月に「女性の翼」に参加された仲村渠苗子さんによるニュージーランド研修の報告や他市町村の女性団体活動についても情報共有を行い活発な意見交換が行われました。

次に、住民環境課関係について申し上げます。2020年の東京オリンピック・パラリンピックの競技大会の入賞メダルに、ご家庭で不用になった小型家電に含まれるリサイクル材を活用する「都市鉱山からつくるみんなのメダルプロジェクト」のメダル原料の回収量が10月末で50キログラムとなりました。引き続き住民環境課生活環境班のカウンター前に回収ボックスを設置しておりますのでご協力をよろしく申し上げます。

次に、民生部こども課関係について申し上げます。保育園の整備事業は、やまがわ保育園と小規模保育園のたいようのおか保育園が10月開園、ももの木保育園が11月開園し、12月1日現在、3園に120人の児童が入所しております。マイフレンズ保育園の増改築とやまびこ保育園の認可化に向けた施設改修、はなぞの保育園の分園につきましても来年3月の完成に向けて取り組んでおります。

次に、保健福祉課関係について申し上げます。9月16日に70歳以上の方々を中央公民館にお招きして「町敬老会」を開催しました。約520人の参加のもと、南風原高校郷土芸能部となのはな保育園の皆さんが余興で会を盛り上げ、高齢者の皆様の長寿を祝うとともに、多年にわたり社会に貢献されたことへの感謝とその労をねぎらいました。また今年の慶祝訪問では、トーカチ111名、カジマヤー30名、新百歳8名、百歳以上22名の方々の長寿を祝い、高齢者祝い金と記念品を贈呈し、これからはますますお元気で御長寿であられるよう祝福いたしました。

小学校五年生と中学二年生を対象に、学童生活習慣病予防健診を7月29日、8月5日、9月30日、10月7日に実施しました。小学五年生は509人中206人、中学二年生は467人中115人が受診しました。保護者からは「今後の食生活を見直したい」、「親子で身体のことを学び、話し合うことができたのは良かった」との声が多く聞かれました。今後も生活習慣病予防の周知・啓発を行い、学童期からの健康づくりを推進してまいります。

次に、経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。工事関係について、低炭素社会化事業の防犯灯LED化整備工事は2件の請負契約を9月19日に締結しております。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の山川地区農業用排水施設工事は、9月25日に請負契約を締結し、今年度内事業完了に向け取り組んでおります。

計画関係については、景観計画策定に向け住民意見交換会を11月20日から行ってまいります。今年度末までに12字において意見交換を行い、今年度中で計画案を策定の予定です。

次に、都市整備課関係について申し上げます。道路整備事業関係について、黄金森公園に隣接する町道5号線の用地測量委託業務を11月16日に完了し、新たに物件調査委託業務の委託契約を10月19日に行いました。用地物件補償については、町道10号線が8名、町道73号線が4名の方と契約を行いました。

街路事業関係については、宮平学校線の舗装工事を10月30日に完了し、津嘉山中央線1工区、2工区については8月に契約しました物件調査委託業務の3件が10月中旬までに完了しております。また、津嘉山中央線1工区の用地物件補償費契約を1名の方と契約を行っております。

公園整備事業については、黄金森公園において陸上競技場第4コーナー側からの園路整備における木製橋工事2件を9月29日と10月30日に工事契約を行いました。津嘉山公園については、園路整備工事を10月30日に工事契約を行いました。

石油貯蔵施設立地対策等事業は、宮平川上流の側道舗装整備工事を9月25日に工事契約を行い、12月完了に向けて進めております。

次に、区画下水道課関係について申し上げます。土地区画整理事業関係について、保留地処分は一般競争入札で9月28日、29日に入札を行い、8件の契約を締結しました。工事は、道路工事2件、物件調査等委託業務4件、物件等移転補償2件の契約を行いました。

公共下水道事業については、未普及解消事業の繰越工事で進めておりました津嘉山・山川地内を9月20日に終了し、新たに津嘉山地内1件を9月13日に契約を行いました。浸水対策事業の繰越工事で進めておりました新川地内を9月13日に、津嘉山地内1件を9月27日に、照屋地内1件を11月20日に終了し、新たに津嘉山地内1件を10月11日に契約を行いました。

次に、産業振興課関係について申し上げます。農政関係については、10月2日に町役場において改正農業委員会法による新農業委員11名の辞令交付が行われました。同日の初総会において、農地利用最適化推進委員の選考等について会議が行われ、新たに現場活動を積極的に行う農地利用最適化推進委員5名が10月20日付けで委嘱を受けました。11月3日に平成29年度第43回沖縄県畜産共進会及びおきなわ山羊品評会が開催され、おきなわ山羊品評会において若齢雌部門で優秀賞第2席に輝き大変優秀な成績を収めました。11月30日、町役場において南風原町花き拠点産地協議会によるストレリチア競作会表彰式及び講習会・現地検討会が開催され、ストレリチアの優良生産農家3名の表彰と立枯れ病に対する現地検討会が行われました。

商工関係については、10月24日にグランドプリンスホテル高輪にて琉球絣事業協同組合が南風原花織の技術保存・伝承が認められ、伝統文化ポラ賞の地域賞を受賞しました。そのほか、11月3日に第20回日本伝統工芸士会作品展奨励賞に1名、11月13日には平成29年度伝統的工芸品産業功労者等の厚労省を3名の方が、11月21日には沖縄県優秀技能者に1名の方が表彰されました。また、11月25日、26日には琉球絣の産地としてのPRと、今後更なる発展を目的に、第5回かすりの里まつりが琉球かすり会館において盛会裏に開催されました。

次に、教育部教育総務課関係について申し上げます。9月2日に第16回南風原町小中学生陸上競技大会を開催しました。430名の児童生徒が出場し、中学生4個、小学生1個の大会新記録が誕生しました。町体育協会については、9月9日、10日に第38回南風原町体育協会陸上競技大会を開催しました。兼城支部体協が一般男子・一般女子・壮年の部、町体育大会総合で優勝しました。10月1日に行われました第52回島尻郡体育大会秋季大会（陸上競技）におきましては、本町が一般女子・壮年の部、島尻郡体育大会総合で優勝しました。また、11月18日、19日及び25日、26日に第69回沖縄県民体育大会が先島地区

(宮古島市・八重山郡)を主会場に開催され、町内から多くの選手が出場し活躍をいたしました。町育英会に対し9月29日にJAおきなわ津嘉山支店チャリティーゴルフ実行委員会、11月1日に南風原町商工会、ほか個人1名より寄附がありました。

次に、学校教育課関係について申し上げます。10月23日から11月17日までの間、平成30年度町立幼稚園の入園申込み受付を行い、4歳児・5歳児合わせて560名の申込みがありました。前年度と比較して19名の増となります。11月1日から5日まで、第9回アジア野球連盟主催のU15アジア選手権大会が開催され、南星中学校三年生の神里陸くんが日本代表として出場し、中心選手として日本チームの優勝に貢献しました。また、同大会のベストナインにも選出されました。11月7日に株式会社近代美術より創立50周年を記念して、南風原小学校、南風原中学校、南風原文化センターへの寄附がありました。寄附金の活用については、提案をしております一般会計補正予算(第6号)に計上しております。

次に、生涯学習文化課関係について申し上げます。町立図書館では、8月から赤ちゃんタイムにボランティアによる読み聞かせ会を実施しました。また、9月から第2土曜日にボランティアによる英語読み聞かせ会を行っており、参加者からも「普段、英語に触れる機会がないのですごく良かった」と喜ばれています。また、9月10日の「世界自殺予防デー」に合わせて南部保健所と連携し、命の大切さについて考えるため、同館内に自殺予防週間の特設コーナーを設置しました。

10月19日から10月28日の日程で副町長を団長に引率2名、中学生12名、計15名が第24回南風原町青少年国際交流事業としてカナダ国レスブリッジ市などを訪問し、ホームステイやミドルスクールへの体験入学等で学習しました。台風22号の影響で帰沖は10月29日となりました。

10月28日から11月11日まで、南風原花織の種類や歴史などについて広く紹介し、その魅力を発信するために第79回南風原文化センター企画展「南風原花織の魅力」を開催しました。11月3日に第3回ふるさと発見ウォークを開催し、中央公民館をスタートに4コース、25組98名が参加しました。

11月30日に海外移住者子弟研修生としてブラジルから大城アドリアナ・ナオミさん(宮平出身者子弟)、12月1日にペルーから新垣照屋フェデリコ・サトシさん(津嘉山出身者子弟)が来町しております。二人は、来年2月27日まで、日本語、三線、沖縄料理、陶芸等の研修を行う予定です。

以上を申し上げ、平成29年第4回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。別紙で9月定例会以降の公共工事等に関する行政報告書をお付けしておりますので、お目とおしをお願いいたします。以上で町政一般報告を終わります。

○議長 宮城清政君 以上をもって町長の町政一般報告を終わります。これから議案の上程に入ります。

平成29年第4回初日

日程第5. 議案第73号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第5. 議案第73号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 日程第5. 議案第72号 南風原町土地開発条例を廃止する条例

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時25分）

再開（午前10時25分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○副町長 国吉真章君 改めて提案いたします。議案第73号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、一般廃棄物の処理に要する手数料の一部を改正する必要があるため提案をするものです。その内容については、担当から説明させます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第73号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。議案書に付いております新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、ごみ袋1枚当たりの手数料の改正となっております。まず、燃やすごみ及び燃やさないごみの大の20円を30円に、同じく15円を20円に、10円を17円にとする手数料の改正でございます。そして、現在処分する廃棄物のうち、有害・危険ごみの袋については廃止して、透明の袋に「有害・危険」と明記の上出していただくということの改正です。施工期日は、平成30年6月1日です。そして、現在使っている袋は30年8月31日まで使用することができるという併用期間を3カ月設けているということでございます。

そして、もう1つ概要資料を配布しております。今回の改正の理由といたしまして4つ箇条書きにしております。まず、1つ目に、一般廃棄物処理手数料については、平成11年8月指定ごみ袋導入時と比較して本町の人口、それから世帯数の増加に伴い、ごみ排出量の増加などかなり状況が変化しているということです。2つ目に、ごみ処理原価は年々増加している。3つ目に、那覇市・南風原町環境施設組合を構成する那覇市との間で手数料に差があり、共同処理を行っている自治体間で負担の不均衡が生じているということ。4

つ目に、ごみ袋の形状についてU字型袋へ変更を希望する声が多数聞かれてきたということでございます。先ほどは条例でごみ袋の手数料について申し上げましたが、今回は規則でごみ袋の形状を今までの平型からU字型へ変更するという改正も行うとしております。そして、指定ごみ袋手数料の改正による歳入の増額部分については、さらなるごみの減量化、それからリサイクル推進の啓発、U字型導入による利便性の向上、それから組合負担金への対応費といたしたいということでございます。

以上が、議案第73号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 4点の理由でU字型を入れれば5点になるのですけれども、その理由がよく分からないのです。人口増だから袋の値段を上げるというのがよく分からない。そしてもう1つは、ごみ処理の単価が増えているからというのであればそれは分からないでもない。3点目の那覇市と手数料に差が出ている、要するに那覇市はごみ袋がいくらで南風原町がいくらで、その差があつて、南風原町は少ないから上げますよということなのかと理解したのでそうなのかどうか。もしそうであるにしても、那覇市がいくらだろうと南風原は別に上げる必要はないとも思います。

それからU字型袋への変更については大変結構だと思うのですけれども、U字袋にしたためにその袋の製造料金が上がったのだというようなことなのかお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 改正理由の1点目でございますが、人口とか世帯数が増えてごみの総量が増えていることは直接的な理由ではないのではないかとということでございますが、確かにそういうことも言えるかとは思いますが。ただ、この11年からさらに年数が経過しておりますのでいろんな社会的背景、例えば世帯の数や業者の数などいろいろな社会背景も変わってきておりますので見直す時期に来ていますというような考え方を持っております。それと、ごみの処理単価はやはり施設の老朽化等でメンテナンス、維持費も年々増加しております。ということは、負担していただいているごみ袋の料金からどんどん乖離していつている。もう1点は、事業系のごみの負担も最近上げております。自主搬入についても改正がございました。そういったこともありまして、ごみの袋についてもそろそろご負担をいただきたいという考えでございます。

那覇市との不均衡ということでございますけれども、今回の料金改定については那覇市と同額に設定しました。それはやはり同じ施設で焼き、同じコストがかかっている、しか

し本町は一般会計からの持ち出し負担が那覇市より多いというような考えになると思います。より多く出している人とがんばって減量化している人がいらっしゃるのですが、その他の一般会計が那覇市より割合として多く負担されているという考え方がございます。

あと1点。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前10時34分)

再開 (午前10時35分)

○議長 宮城清政君 再開します。

○総務部長 新垣吉紀君 U字型をすることでございますが、以前よりまちメール、インターネットの提案箱、それからこの議会からも他団体でU字型の導入がされており非常に使いやすいという声も以前からございました。U字型にする場合は、今の平型より大きい袋をカットして加工するということがございますので、それなりにコストもかかるということがございます。見積もりの段階でございますが、U字型にすると大が11.25円、6円ということでやはりコストもかかるということではございます。ですから、料金を改定した分がそのまま歳入増につながるということではございません。以上でございます。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 委員会付託なので委員会でもやって欲しいのですけれども、人口増によって云々、社会の変化とかおっしゃっていたのですが、那覇市と南風原町のごみの1人当たりとか出しますよね。南風原町は、多いのか少ないのか。それも関係してくるのではないかと、要するに先ほどリサイクル化を推進する云々ありましたけれども、ごみ袋が高ければなるべくごみを減らそうとなるのか、そのへんを狙っているのかとも思ったのですけれども、個人当たりのごみ排出量が多いのか少ないのか今出せるのでしたらぜひ今出して欲しいです。

それからもう1つは、炉が経年で老朽化ということなのですが、こういった維持費というのは負担金のなかでやるべきであって、住民からごみ袋の値段を上げて云々というのはちょっとおかしいのではないかと思います。維持費が今後どうなっていくか、どれぐらい上がってきているのかも出して欲しいです。だからそれを上げるのだということになるのかどうか、それも出して欲しいと思います。

それから、近隣町村と同額にしなければならない、いろいろあつたりすると休憩中にあったのですけれども、それはそれで別の観点から処理すべきことであって、同じ処理場を使っているから同じにしなければならないという理由にはならないと思います。南風原町がそれだけの値段でやっていけるのであればそれでいきますしね。要するに、この袋を作

る値段がそれだけかかるのだということであれば理解できるのですけれども、ただ、ごみ袋の導入の時に私は反対しましたがそもそもごみ袋が有料というのはおかしいのではないかと今でも思っています。それはそれで皆さん方、その差額分、徴収して上がった分はリサイクルへ回しているようですので、ある程度良しとはしているのですけれども、ごみ袋自体の有料化はそもそも反対の立場なので、大きい袋が10円値上げ、中が5円というのは大幅だと思います。1.5倍というので、そのへんは申し添えて委員会の付託に任せます。あとの答弁できるところはお願いします。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時40分）

再開（午前10時40分）

○議長 宮城清政君 再開します。住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子君 1人当たりのごみ量は、年々増えていますが、平成28年は654グラム、平成27年が645グラムということで微弱なのですが少しずつ増えている状態です。

那覇は1人当たりが平成27年768グラム、平成28年は778グラムになっています。那覇のほうが多いです。

ごみ処理単価については、委員会でお答えしたいと思います。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 町民に負担をお願いしますので質問します。1点目は、那覇市のごみ袋がいくらで、南風原がいくらで、その差額を明らかにしてください。

それから、類似町村の西原であるとか与那原であるとか、あるいは八重瀬はどうなっているのでしょうか。南風原より高いのか安いのか、額が分かればそれも示してください。

それから、町のごみの排出と言うのですか、決してそんなには増えていないと思います。なぜこの手数料の額を上げなければならないのか、私は不思議でならない。

それから、クリーンセンターに負担金を出します。その額はいくら予定していますか。先に説明していましたよね。町民から排出されるごみが増えているということでしたが、いくら予定しているのか、それをまずお聞かせください。以上です。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 まず1点目です。那覇との差ですが、現在、本町は大が20円で那覇は30円。中は本町が15円、那覇が20円。小は本町が10円で那覇が17円ということ

ございます。

他の市町村の状況でございますが、西原町が可燃で本町と同額の大が20円、中が15円、小が10円で本町と同額です。与那原町も同じです。沖縄市が大25円、中が20円、小が15円。宜野湾市が大30円、中が20円、小が17円。北谷町も宜野湾市と同額となっております。今回の手数料改定の理由ですが、まず先ほど申しました4点でございます。もう1つは、ごみ袋をU字型に改めるということで、製造コストがかなりかかります。大で今までのコストより5.25円、中が3.5円、小が2.3円増えるということでございます。ごみ減量化の委員会でもございましたが、やはりより減量化している人は使わないように、減量化をあまりなさっていないという表現でよろしいのでしょうかそういう方はどうしてもたくさん使うということで、負担をなるべくやっていただかず、そしてごみを出して欲しくないということも念頭にございます。年々ごみの総量は増えておりますので、そういった考え方を持っております。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 町内のごみがいくら増えたか、那覇市が搬出するごみの量がいくら増えているのか。皆さん方は値上げの根拠としてそれを挙げていますが、町民にできるだけ負担をかけないで欲しい。毎日出るごみでしょう。だからできるだけ負担をかけないほうがいい判断、考えで質問していますから、いくら那覇市が搬出して、クリーンセンター維持のための町の負担金がいくら増額になるのかそれを答えてくれますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 まず、年間のごみの量なのですが、26年度が8,767トン、27年度が8,799トンです。毎年、少しずつ総量は増えているということです。29年度当初の那覇市・南風原町環境施設組合負担金は、1億6,964万円。当然、ごみ処理単価が先ほど担当課長からございましたように、26年度が1トン当たり2万7,046円。27年度が2万9,921円でございますので、単価も増えている、排出量も増えているということで、当然、年々負担金も増えるということでございます。

○議長 宮城清政君 他に。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 所管の委員会ですけれども、少し質疑したいと思います。改正理由は説明の中に書いてあるのだけれども、この議案としての改正理由は改正する必要があるからとあって、改正する必要があるなければ提案をする必要もないわけで、こんな理由の書き方は改めて欲しいと思います。ここにこそ、概要資料にある書き方をしたほうがいいので

はないかと思います。改正する必要があるからって、当然じゃないですか。こんな当然過ぎることを書くのではなくて、内容そのものを書いて欲しい。これはぜひそうしていただきたいと思います。

それから、この改正理由に4点あるのだけれども、どの部分が大きいかは別として、またこれは委員会で説明して欲しいのだけれども、今回のこの大で言えば10円上げる、その10円の中身をその理由別にいくら影響していると入れて欲しい。これまでの質疑のなかでは、形状を変えるからコストが上がるのだということがかなり大きいのではないかと私は感じました。そのへんは委員会で説明してもらいたい。そういった袋の形状を変えるためにコストがかかるのだという、それこそその中身ではないかという気がするのですね。他にも10円という理由はあるかも知れない、そのへんを示して欲しいということですね。これは委員会でやって欲しい。

それから、この中では一般会計からの活用と言うのかそういったことまで言っていましたけれども、意味が分からないのもう一度説明してもらって、これも質疑はしないつもりです。

それから、附則で8月31日までは使用できると、9月1日からは持って行きませんということになるのですが、これはおかしいのではないかと思います。すでにお店で買って負担しているのだから、これが使えないというのはあり得ないのではないか。在庫をいくら持とうが、それはその方が自分でその時に金も出して負担するわけだから、それを持って行きませんというのはおかしい。それは、それぞれの判断でいいのではないかということで、この31日まで使用できるとするのは削っていいのではないか、というのが私の考えで、これについてどう考えるのかお聞かせ願いたい。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 一般会計について、ごみ処理に触れましたが、当然、ご負担いただいているこのごみ袋の手数料でごみ費用の全てが賄えるわけではない。そういう観点から言うと、私たちが大を10円で買っている、不足は一般財源がかかっている、那覇市と比較したときに差がありますよという意味です。同じ施設で処理している同じ構成団体。しかし、負担割合が違いますよという意味で表現したつもりであります。

それから、使用期間でございます。仮に今定例で可決していただければ、1月から公告に入ります。それを敢えて8カ月以上分を買うのかというそれは自由でございますが、われわれとしても改正で決めていただいたということであれば、5月いっぱいには当然今の袋であるということですね。6月から量販店等々販売店での陳列を替えていくということですが、その間、陳列棚にもこういった公告を打っていく。ホームページや広報でもお知らせをしていくということで、やはりこのへんをご理解いただく。では、いつまで延ばすのかといった場合に、この改正の趣旨から、私としては効果がなくなるのではないかという

平成29年第4回初日

ことを考えます。ですから、併用期間とか公告期間が長い・短いの議論はあるかも知れませんが、それで妥当な期間ではないかということで今回の提案でございます。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第73号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は、総務民生常任委員会に付託します。休憩します。

休憩 (午前10時54分)

再開 (午前11時06分)

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第6. 議案第74号 南風原町立学校事故調査委員会設置条例について

○議長 宮城清政君 日程第6. 議案第74号 南風原町立学校事故調査委員会設置条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第74号 南風原町立学校事故調査委員会設置条例 南風原町立学校事故調査委員会設置条例を、別紙のとおり提出いたします。

提案理由としまして、学校における事故に係る原因究明及び再発防止の取組について調査・審議するための附属機関として、南風原町立学校事故調査委員会を設置する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それでは、議案第74号 南風原町立学校事故調査委員会設置条例の概要について概要を説明いたします。教育委員会では、文部科学省が示した学校事故対応に関する指針を参考に、事故発生未然防止及び事故発生に備えた事前の取組、事故発生直後の取組、調査の実施、再発防止策の策定実施を明記した町の学校事故対応に関する指針を策定しております。同指針に基づき、詳細調査を行うための学校事故調査委員会の設置条例となります。

3ページをお開きください。まず、設置については、第1条で南風原町教育委員会は、学校における事故に係る原因究明及び再発防止の取組について調査審議するため南風原町立学校事故調査委員会を置くことができるとしております。調査委員会の所掌事務は、第2条で原則として登下校中を含めた学校の管理下で発生した事故を対象に、教育委員会の諮問に応じ、学校事故の原因究明及び再発防止の取組について調査審議し、答申する。ま

た、学校事故に関する事項について、教育委員会に意見を述べることができると規定しております。3条で、調査委員会は、委員10名以内をもって組織し、委員は調査の対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で、識見を有する者、学校教育の関係者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者のうちから委員会が委嘱し、委員の任期は委嘱の日から当該学校事故に関する第2条の所掌事務が終了したときまでとすると規定しております。第9条で調査委員会は公開とする。ただし、個人の情報を保護する必要があるとき、会議の公正が害されるおそれがあるとき、その他公益上必要と認めるときは調査委員会の決定により全部又は一部を非公開とすることができるとしており、第14条で調査委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理することとなります。

5ページに資料を添付しております。お目とおしをお願いいたします。以上が、議案第74号 南風原町立学校事故調査委員会設置条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 それでは、何点か教えていただきたいと思います。この事故調査委員会は、文科省からの指導というような話もありましたけれども、教育委員会の内容とどういった違いがあるのか。これまでこういった内容は教育委員会でも話されていたと思いますが、それを補完するというイメージなのか、専門性を持たせるといったことなのかその点を教えてください。

また、1条、2条で学校の管理下で発生した事故と、事後のことを想定されているのですけれども、どういったものを想定しているのか。例えば、いじめとか未然防止に係るようなこともあるのか。ニュースや報道にある、行き過ぎた指導といったこと。何も学校の事柄では発生後だけではなくて未然に防ぐことも必要なことではないかと思いますが、どういう想定なのか。そのへんも教育委員会で果たされていた役割だと思いますが、その2点をお答えください。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 教育委員会が策定しました指針については、文科省から示された指針とほぼ同様の内容となっております。ただ、県の責務、国の責務を除いたものでおおよそ補完、教育長・教育委員会がすべきことについては明記している指針となっております。

また、同条例については、その事前の取組、学校事故の防止・事前の取組などは指針に

平成29年第4回初日

明記しておりますが、事故が起こった場合の調査委員会の設置条例の提案であります。ですから、未然の対策等については、指針に明記しております。

また、同条例の調査委員会の所掌事務は、あくまでも学校の事故ということで、いじめについては以前、議会でもいじめ防止対策の条例を出しております、その中で審議はしてまいります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 それでは、2点聞かせてください。まずは1点目、この条例の第2条に抵触するケースが過去にあったのかどうか。もう1つ、条例の中で置くことができるということですから、事件・事故が発生したときに置くのか。あるいは設置をしておいて事故が起こったときにそれを調査することになるのかどちらなのか。どういふかたちで置くのか教えてください。以上です。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 同条例に規定する、われわれ方針・指針に規定している事故というのは、あらゆる事故を想定はしておりますが、その中で特に死亡事故、治療を要する期間が30日以上を伴う重篤な事故等ということで、重大事故を想定しております。その事故が起こった場合に、まず一義的には基礎調査ということで学校が調査します。その調査報告を受けて、再度詳細調査が必要であればこの調査委員会を置くということになって、常設の委員会ではないということでもあります。

また、同調査委員会の対象となる事故が過去にあったかですが、2、3年前でしたか南星中学校で台風の時にサッカーゴールが転倒して大怪我をするということがありましたので、そういったことも未然に防止する、あった場合には詳細調査をしていきたいということでもあります。

○議長 宮城清政君 他に。10番 大城 毅議員。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前11時15分)

再開 (午前11時16分)

○議長 宮城清政君 再開します。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前11時16分)

平成29年第4回初日

再開（午前11時17分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 第2条で登下校中を含めたとなっておりますけれども、例えば一般的な行政の管理責任としての道路の維持だとか、どこかであった柵に寄りかかったら柵が壊れたとかありましたね、ああいった維持管理責任との関係などが出てきたりするかと思うのですけれども、この条例との関りはどういうふうになるのですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 登下校を含む教育活動の範囲・範疇は全て対象となると考えています。教育活動とは、体育をはじめとした各教科活動、それと運動会など遠足、学校行事、また部活動などの課外活動等を含めておりますので幅広く、教育活動の範囲内であれば全てこの中で審議していくことになります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 そうしたらこの行事の帰り、例えば陸上競技大会などで現場解散がありますよね。それから下校するというときに起きた事故など、先に言ったように柵に寄りかかったら柵が壊れたとかこういったものも教育活動なのか日常時生活と言うのかそれなのか、下校中であればそこに係るのか、それともハード部分の維持管理に係るのか、そのへんはどういうふうに、誰がどう分けるのですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 登下校に係る事故についても、まずこの調査委員会で調査して、原因がどこにあるのか責任を明確にして対応していきたいと考えています。ただし、調査がないとどこに原因があるか分かりませんので、われわれは登下校に関しても調査していきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第74号 南風原町立学校事故調査委員会設置条例については、経済教育常任委員会に付託します。

平成29年第4回初日

日程第7. 議案第75号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第7. 議案第75号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第75号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

提案理由としまして、南風原町立学校事故調査委員会設置条例の制定に伴い、同委員の報酬等を定める必要があるため提案をいたします。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それでは、議案第75号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。3ページの新旧対照表をご覧ください。議案第74号南風原町立学校事故調査委員会設置条例で提案しました、南風原町立学校事故調査委員会委員、医師、弁護士、大学教授、報酬日額1万1,000円、その他の委員日額4,900円を追加するための条例改正となります。以上が、議案第75号の概要です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第75号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第8. 議案第76号 平成29年度南風原町一般会計補正予算(第6号)

○議長 宮城清政君 日程第8. 議案第76号 平成29年度南風原町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第76号 平成29年度南風原町一般会計補正予算(第6号) 平成29年度南風原町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。(歳入

歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億1,578万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億1,741万5,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。(繰越明許費) 第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。(地方債の補正) 第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第76号 平成29年度南風原町一般会計補正予算(第6号)について概要を説明いたします。2ページの第1表歳入歳出予算補正についてでございますが、今回の補正は、主に民生費や教育費において実績見込みによる増や小学校教室新增築等により補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ6億1,578万2,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は157億1,741万5,000円となります。補正増額6億1,578万2,000円の内容については、8ページ以降の事項別明細で説明します。

続きまして4ページ、第2表繰越明許費について説明いたします。10款2項、小学校教室新增築事業繰越額2億1,099万円は、国の補助金交付決定が2月末を予定しており、年度内では工期が確保できないため事業の繰越しを行うもので、完了は平成31年2月末を予定しております。

5ページ。第3表地方債補正は、小学校教室新增築に係る教育事業債の補正で、4,790万円を増額し変更後の限度額は8,300万円になります。

続きまして、歳入について説明いたします。まず8ページ。1款1項1目、個人町民税2,058万4,000円の増額補正は、当初課税以降、課税客体の調査による追加・修正申告等によるものです。

9ページ。11款1項1目、民生費負担金176万1,000円の増額補正は、特別養護老人ホームに町が入所措置した者(1名)による老人福祉施設入所負担金です。

10ページ。13款1項1目、民生費国庫負担金5,029万1,000円の増額補正は、町外認定こども園への施設型給付費の単価加算分に対する国庫負担金3万1,000円、事業所の増やサービス利用日数が増えたことに伴う障がい者(児)の介護・訓練等給付費負担金5,026万円で、いずれも補助率は2分の1となっています。

11ページ。13款3項1目、民生費国庫委託金16万2,000円の増額補正は、年金生活者支援給付金の支給におけるシステム改修に係る交付金で補助率10分の10です。

12ページ。14款1項1目、民生費県負担金2,514万5,000円の増額補正は、歳入10ページで説明した内容の認定こども園等運営費県負担金1万5,000円、介護・訓練等給付費県負担金2,513万円の計上で、いずれも補助率は4分の1です。3目、教育費県負担金1億

5,770万1,000円の増額補正は、小学校校舎等新增築に伴う公立学校施設整備費負担金です。

13ページ。14款2項1目。総務費県補助金95万6,000円の増額補正は、幼稚園5歳児クラス増分の消耗品及び備品購入に対する沖縄振興特別推進交付金です。2目。民生費県補助金1万1,000円の増額補正は、歳入10ページで説明した認定こども園等運営費の地方単独費用に対する県補助金で補助率は2分の1です。6目。教育費県補助金550万4,000円の増額補正は、要保護・準要保護児童生徒援助費の対象者増と入学準備金前倒し支給に対する子ども貧困対策推進交付金で補助率は4分の3となっています。

14ページ。16款1項。寄附金1,233万円の増額補正は、企業2社及び個人2名からの寄附で、1目。一般寄附金が50万円、7目。商工費寄附金25万円は町観光協会へ、10目。教育費寄附金1,158万円は町育英会及び陸軍病院壕などに対する寄附金となっております。

15ページ。17款1項1目。財政調整基金繰入金6,041万円の増額補正は、第6号補正の歳入歳出を調整するため、基金からの取崩しを行うことによる計上です。2目。土地開発基金繰入金2億1,578万5,000円の増額補正は、今定例会の議案第72号で上程している土地開発基金条例の廃止により取り崩す積立金の計上です。

16ページ。19款5項2目。過年度収入5万4,000円の増額補正は、介護保険法改正による新たな総合事業に対する介護予防ケアマネジメント費（過年度分）の計上となっています。

7目。雑入1,718万8,000円の増額補正は、平成28年度決算に伴う介護保険広域連合負担金精算還付金1,550万1,000円、後期高齢者医療広域連合負担金精算金108万6,000円、事故により全損した公用車に対する保険金55万円、先ほど説明した介護予防ケアマネジメント費（現年度分）5万1,000円の計上となっています。

17ページ。20款1項6目。教育債4,790万円の増額補正は、5ページ第3表で説明した小学校整備事業債の計上となっています。

続きまして歳出です。18ページ。2款1項1目。一般管理費160万6,000円の増額補正は、消耗品費及び役場庁舎の光熱水費の不足による計上です。2目。文書広報費12万5,000円の増額補正は、台風等の影響により各字の広報掲示板10基が破損しているため補修工事費の計上です。3目。財産管理費55万4,000円の増額補正は、公用車燃料費、修繕料の不足による計上です。5目。財産調整基金費2億1,578万5,000円の増額補正は、歳入15ページで説明した土地開発基金積立金全額を財政調整基金へ積み立てるものです。

19ページ。2款2項1目。税務総務費117万5,000円の増額補正は、住民税申告業務及び償却資産の対象となる太陽光発電設備課税業務に対応するための臨時職員賃金の計上です。

20ページ。2款3項1目。戸籍住民基本台帳費39万8,000円の増額補正は、病休職員の代替賃金及びその補填予算の計上です。

21ページ。2款4項8目。町長選挙費145万6,000円の増額補正は、平成30年4月15日執行予定の町長選挙に係る人件費及び事務費の計上です。

22ページ。3款1項1目。社会福祉総務費38万3,000円の増額補正は、臨時福祉給付金

事業終了による人事異動に伴う人件費の組替えによる141万9,000円の減はありますが、町社会福祉協議会職員（社会福祉士）の産休代替賃金補助金164万2,000円、長期療養者に対する生活援助費16万円の計上によるものです。2目．老人福祉費201万3,000円の増額補正は、先ほど説明した人事異動に伴う人件費の組替え141万9,000円、老人クラブ宮平ハイツ黄金森の会への活動補助金5万円、歳入9ページで説明した老人ホーム入所保護措置費54万4,000円の計上です。3目．心身障害者福祉費1億72万1,000円の増額補正は、歳入10ページで説明した補装具給付費344万5,000円、障害者自立支援給付費5,818万6,000円、自動車改造助成金20万円、障害児童通所給付費3,889万円の計上です。5目．国民年金事務費16万2,000円の増額補正は、歳入11ページで説明した内容となっております。9目．介護保険事業費21万1,000円の増額補正は、沖縄県介護保険広域連合負担金決定通知による計上です。10目．臨時福祉給付金事業費106万8,000円の増額補正は、事業実績に伴う国庫補助金返還金の計上です。

続きまして24ページ。3款2項2目．保育所運営事業費236万4,000円の増額補正は、宮平保育所における障がい児の増等による臨時職員賃金199万6,000円、園周辺の高木伐採処理委託料36万8,000円の計上です。

25ページ。4款1項1目．保健衛生総務費1,504万4,000円の増額補正は、ちむぐくる館の光熱水費42万9,000円、助成対象者の増等によるこども医療費助成金1,461万5,000円の計上です。

続きまして26ページ。4款2項1目．塵芥、し尿処理費94万7,000円の増額補正は、那覇市・南風原町環境施設組合負担金額の決定による計上です。

27ページ。5款1項1目．失業対策費55万円の増額補正は、歳入16ページで説明した公用車の代替車両購入費の計上です。

続きまして28ページ。6款1項2目．農業総務費92万6,000円の増額補正は、野菜の価格安定化を図るための沖縄県園芸農業振興基金協会負担金の実績に伴う追加分で、県、町、農家のそれぞれ3分の1負担による計上となっております。

29ページ。7款1項2目．観光費25万円の増額補正は、歳入14ページで説明した寄附金による観光協会補助金の計上です。

30ページ。8款4項1目．都市計画費715万2,000円の増額補正は、下水道事業特別会計への操出金で内容は同会計補正予算でご説明します。

31ページ。10款1項2目．事務局費1,088万9,000円の増額補正は、学校事故調査委員報酬及び費用弁償7万8,000円、入学準備金前倒し支給等に対応するための就学援助支援システム改修委託料68万1,000円、歳入14ページで説明した寄附による町育英会補助金の計上となっております。

32ページ。10款2項1目．学校管理費860万円の増額補正は、各小学校の光熱水費291万8,000円、消防用設備の不具合による修繕料34万円、通信運搬費29万2,000円、平成30年度の教室増による児童用ロッカー等の設置委託費80万3,000円、机・椅子などの管理備品

購入費424万7,000円の計上です。2目．教育振興費829万円の増額補正は、各小学校における消耗品費122万6,000円、クラス増などによる各教科指導書等の備品購入費373万3,000円、歳入13ページで説明した要保護準要保護児童生徒援助費373万3,000円の計上となっています。3目．学校建設費2億1,398万9,000円の増額補正は、南風原・津嘉山小学校教室新增築監理委託料1,147万円、同じく教室新增築工事費及び南風原小学校プール改修工事費2億251万9,000円の計上です。

33ページ。10款3項1目．学校管理費55万3,000円の増額補正は、両中学校の消防用設備の不具合による修繕料45万7,000円、南風原中学校の高木伐採処理委託料9万6,000円の計上です。2目．教育振興費442万円の増額補正は、両中学校における消耗品費29万1,000円、歳入13ページで説明した要保護準要保護児童生徒援助費412万9,000円（入学準備金）の計上です。3目．学校建設費528万2,000円の増額補正は、台風22号の影響により、南風原中学校旧プール跡地駐車場の擁壁が崩落したことによる整備工事費の計上となっています。

34ページ。10款4項1目．幼稚園費252万円の増額補正は、光熱水費19万4,000円、消防用設備の不具合による修繕料7万円、就学援助システム導入委託料及び高木伐採処理委託料155万6,000円、歳入13ページで説明した幼稚園の給食用備品購入費34万5,000円、歳入10ページで説明した認定こども園施設型給付費8万6,000円、対象者の増による非課税世帯等園児援助費26万9,000円の計上です。

35ページ。10款5項2目．公民館費40万8,000円の増額補正は、中央公民館黄金ホールの空調室外機の故障による修繕料の計上です。

36ページ。10款6項1目．保健体育総務費152万2,000円の増額補正は、黄金森公園陸上競技場の光熱水費の不足による127万4,000円、津嘉山小学校及び南星中学校グラウンドの防球ネット等の修繕料24万8,000円の計上です。2目．共同調理場運営費245万3,000円の増額補正は、排水路補修工事の入札残74万円の減はありますが、幼・小クラス増による給食用消耗品費137万7,000円、調理場設備等の修繕料30万円、小学校調理用備品購入費94万4,000円、幼稚園給食用備品購入費57万2,000円の計上です。3目．学校給食賄費396万6,000円の増額補正は、食材の価格高騰により不足する賄材料費の計上です。

以上が、議案第76号 平成29年度南風原町一般会計補正予算（第6号）の概要となっています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 これも所管で委員会に回ってはきますが、ここで何点か聞いておきたいと思います。まず、4ページの繰越明許費ですけれども、完了は31年2月で再来年です。とすると、31年4月からの学校クラス増対応のための工事を29年度に予定したけれ

ども、これが30年度にずれ込むという予算だったのか確認したいと思います。

それから、12ページ。概要資料の2ページ上の段、認定こども園の運営費県負担金。これがよく分からないのですが、南風原町においては認定こども園を検討するというのが確か子ども・子育て支援計画のなかに盛り込まれたと記憶しているのですが、これはどこへのどういう関係の負担なのかお聞かせいただきたいと思います。

それからその下の15ページ。財調の取崩しが予定されていて、その結果の基金残高がここに示されていないので、取り崩したあとの基金残高をお聞かせいただきたいと思います。

それから、全体増額予算がほとんどなのですが、いくつか当初予算で今年度は編成が大変厳しいということで様々なところで人件費ですとか事業を小さくしたり2年でやる予定のものを3年にした例えば各地域のLED防犯灯はちょっと減らして延ばしましたよね。ああいうふうなことをして今度の予算をだいぶ切り詰めたとあったのだけれども、今回、いろんなところで光熱水費だとか燃料費だとか増額になっています。それは、当初予算の説明で、あるいは当初の予算編成方針のなかでも足りなくなったからといって簡単に補正はしないというようなものもあったように覚えています。それとの係わりで今回どのようなになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 まず1点目、明許繰越についてご説明します。この小学校の増築事業につきましては、今補正予算の32ページで計上している事業でありまして、本来は30年度事業で31年度の教室不足に対応していこうと予定していましたが、逆に前倒して6月に設計費を計上してしまして今回の予算に工事費を計上して2月に国から交付決定を受ける予定となっています。交付決定を受けてからの事業となることから、工期が短くなりますので繰越する事業となります。

もう1点は、認定こども園の給付費なのですが、こちらは町外に通園する町内の園児に対する給付費となっております。以上です。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 財政調整基金6,041万円の取崩し後は、16億7,804万1,000円です。ただし、可決いただければ条例改正で土地開発基金が2億1,578万5,000円増額、その結果となるのが18億8,382万6,000円となります。

それから、当初予算での計上関係でございますが、光熱水費については毎年、前々年度の決算額で行っております。なぜかと言いますと、消費電力だけではなくてご承知のとおり再生エネルギー賦課金とか燃料費調整額というのがご家庭の明細にも書かれています。再生エネルギーの賦課金は、年々率が上昇しておりまして、このような大規模な施設では結

構な額になります。それから、今年はクーラーの稼働が例年より2週間ぐらい長かったこともあります。やはり、その年の気候、雨が多い少ない、そういったエネルギーの賦課金、他の燃料費、車のガソリンですがご承知のとおり最近また高騰しております、契約上単価改正があったらその都度協議して改正するというものもありますので、これも年度で上がったたり下がったりがあります。ですから、一律でカットした予算編成ではなくて、光熱水費については前々年度の決算額で見込んでいるということでもあります。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 2点ぐらい質問させてください。小学校の校舎建築、国庫交付金がまだ確定されていません。それはいつ確定通知が来るのか、その約束はできているのかどうか教えてください。

もう1つは、南風原小学校のプールはなかったのかな。それを造る計画はどこなのか。

そしてもう1つは、津嘉山小学校もそうだけど、敷地が狭いですよね。生徒増による校舎の増築があると思うが、そういったものを整備する土地も計画のなかにしっかり持っているのかどうか聞かせてください。以上です。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 南風原小学校、津嘉山小学校の国庫補助金につきましては、2月末に補助金交付決定が下りる予定となっております。これにつきましては、県をとおして申請していることから交付決定は下りるものと認識しております。

また、津嘉山小学校におきましては、中庭にスペースがありますのでそこに教室を増築していきたいと考えております。

それから、南風原小学校のプールにつきましては増築ではなくて、既存のプールの破損している底を修理する改修工事として計上しております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 南風原小学校のプールについては分かりました。津嘉山小学校は中庭だと説明がありましたが、子どもたちが集まる場所、遊ぶ場所に建物ができるとしたら、子どもたちの活動に支障を来すことにならないか。将来計画に基づいた整備は大丈夫なのかどうか。学校というのはやはり運動場だけではなくて広場も必要です。建物が密集しているのではお互いの授業にも影響してくるでしょう。そういった面で将来計画に基づいた設計がされているのかどうか。南風原中学校でしたか、結局は再配置計画みたいなかたちで工事をやってきました。せっかく造ったのに何年かあとに崩さないで次の校舎が造れない

平成29年第4回初日

いということも過去にあったものだから、そういう計画に基づいた整備をされるのかどうか答えてくれますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 説明が少し欠けていました。中庭を潰して校舎を建てるのではなく、中庭に既存の廊下があります。2階から上に教室がありますので、その部分に増築するということで、中庭を削るということではありません。中庭に面した場所に設置するということです。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 先ほど大城 毅議員の質疑で、基金の残高について土地開発の基金を取り崩して入れたら基金の残高が18億くらいとありましたが、17億8,600くらいではないのですか。僕の表の見方が間違っているのか。補正予算18ページの財政調整基金を補正したら17億8,600云々と書いてあるものだから、これは違うのかと思ったものですからこれが1つ。

それからもう1つは、宮平保育園と中学校でしたか、高木の伐採で予算が組まれているのですけれども、例えばグラウンドの草を刈ったり道路の草を刈ったりする皆さんがいますがその皆さんではできないのですか。他所に委託してやるものなのですか。それをお聞きしたいと思います。

それから、小学校・中学校の修学援助の前倒しで予算が組まれているのですけれども、中学校の部分は小学校の時に保護をもらっている皆さんを把握できると思いますが小学校の皆さんは幼稚園からその資料をとというのは難しいと思うのですよね。そのへん全てカバーするのはなかなか難しいのではないかと思います。僕は別の機会でそのことを聞いたのですけれども、もしそこで漏れたものは3月に間に合わないの次でやるということなので、その次というと規則から8月となる。今までの規則は4月に受け付けて審査をするのかな。第1回が8月、2回目が12月、3回目が3月となっているので、皆さん方が規則をどのように変えたか分かりませんが、この遅れた新たに小学校に入学してきた皆さん方に対する目倒しというものが8月というのは遅いと思うのですが、皆さんはどのように検討されているのかお伺いしたいと思います。以上、3点お伺いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 17款1項1目の財政調整基金繰入金ですが、6,041万円は、今回の補正の歳入歳出を調整するために取り崩します。そうすることで16億7,804万1,000円になります。仮に土地開発基金の廃止条例を可決いただきますと、これを取り崩して2億

平成29年第4回初日

1,578万5,000円を財政調整基金に繰り入れますので、その結果が18億9,382万6,000円ということです。以上です。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 高木伐採につきましては、今回は4トントラックによる作業を予定しています。高所作業車により伐採を行うことから、すぐやる班の方々では厳しいということがありますので、委託して高木伐採をする委託料の計上となっております。

また、入学準備金の件なのですが、現在、3月までの支給を1月後半より早めに支給したいと予定していますが、これは本年度も新入学児の対象がありましたので対象者比率の見込みを計上しての予算となっております。また、規則改正により従来は6月の所得、確定した税の所得を見て判断しておりましたが、要項改正により常に最新の所得を見て判断するという事としておりますので、4月、5月になってもその時点での所得で判断し早めの支給に対応してまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 早めに支給をお願いしたいと思います。それから、高木の伐採ですけれども、クレーンみたいなものを使って、いわゆる道具を使ってということなのですか。先ほど言ったすぐやる班でリースしてやるということではできないのですか。それともそこが扱えない伐採だということなのでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 関係課と確認したところ、できない作業となっていることから、委託しての作業となります。

○議長 宮城清政君 他に。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第76号 平成29年度南風原町一般会計補正予算(第6号)については、総務民生常任委員会に付託します。休憩します。

休憩(午後0時00分)

再開(0時58分)

○議長 宮城清政君 再開します。

平成29年第4回初日

日程第9. 議案第77号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

○議長 宮城清政君 日程第9. 議案第77号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第77号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) 平成29年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億3,897万6,000円とする。2項 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは、議案第77号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について概要を説明いたします。まず、2ページの歳入歳出予算補正ですが、今回の補正は、主に制度改正に伴うシステム改修と国保連合会への事務手数料の計上によるものです。歳入歳出それぞれ164万5,000円を増額し、補正後の国民健康保険特別会計予算額は68億3,897万6,000円となります。それでは、歳入についてご説明いたします。

6ページをお願いします。4款2項2目. 財政調整交付金29万6,000円増は、今回の補正での歳入歳出調整額を計上しております。8目. 国保制度関係業務準備事業費補助金25万9,000円の増は、制度改正に伴う国保事業報告システム改修経費に係る補助金で、補助率10分の10となっております。

次に7ページです。5款2項1目. 財政調整交付金109万円の増は、制度改正に伴う国保情報集約システムデータ連携構築経費に係る補助金で、こちらも補助率10分の10となっております。

引き続き、歳出についてご説明いたします。8ページをお願いします。1款1項1目. 一般管理費138万5,000円増は、歳入7ページで説明いたしましたシステム連携構築委託料109万1,000円、実績見込みの増による国保連合会一般事務電算化共同処理手数料11万2,000円、第三者行為求償事務手数料18万2,000円の計上によるものです。2目. 連合会負担金26万円の増は、歳入6ページで説明いたしましたシステム改修経費のそれぞれ市町村が負担する市町村負担金の計上となっております。

9ページから11ページについては財源補正となっております。

平成29年第4回初日

以上が、平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。11番 宮城寛諄議員。

（「休憩願います」の声あり）

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後1時03分）

再開（午後1時05分）

○議長 宮城清政君 再開します。質疑ありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第77号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第10. 議案第78号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長 宮城清政君 日程第10. 議案第78号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第78号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第4号） 平成29年度南風原町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,190万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億974万2,000円とする。2項 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 まず、概要説明を行う前に、議会議員の皆様並びに町民の皆様に対し、補助事業に伴う国庫補助金の返還が生じたことにつきまして深くお詫び申し上げます。今後の事業執行等において同様な事案がないよう体制強化を図ってまいります。

それでは、議案第78号平成29年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について補足して概要説明をいたします。

まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明いたします。今回の補正は、主に浸水対策事業の補助金交付決定額に伴う補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ2,190万2,000円を減額し、補正後の下水道事業特別会計予算額は7億974万2,000円となります。

次に、歳入について説明いたします。7ページをお開き願います。3款1項2目、浸水対策下水道補助金1,870万円の減額補正は、補助金交付決定額によるものでございます。

8ページ。5款1項1目、繰入金715万2,000円の増額補正は、歳出財源の補填によるものであります。

9ページ。7款4項1目、雑入234万6,000円の増額補正は、平成28年度消費税の確定によるものでございます。

10ページ。8款1項1目、町債1,270万円の減額補正は、未普及事業費の起債対象外事業費増による60万円と浸水対策事業の補助金交付決定額に伴う1,210万円の減によるものであります。

引き続き、歳出について説明をいたします。11ページをお開き願います。1款1項1目、下水道事業費2,560万2,000円の減額補正は、補助金交付決定額に伴う委託料と工事請負費の減額、償還金は浸水対策事業の通信線路等の移転補償に伴う補助金返還金で、平成26年及び27年度で実施した物件移転補償のうち927万2,000円について会計検査において補償費の算定方法に誤りがあるとの指摘を受け、その60パーセント（補助率）の額を国に返還することによるものであります。

12ページ。2款1項1目、元金370万円の増額補正は、11ページで説明した浸水対策事業の補助金返還に伴う起債を繰上償還することによるものでございます。繰上償還の額としましては、返還事業費が897万3,000円に対し返還国庫補助が556万4,000円となりますので、これの起債比率を掛けまして370万円の額となります。

以上が、議案第78号平成29年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。詳細につきましては、担当課長より説明させていただきたいと思っておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 神里操也君 説明の前に、このような事態になりましたこととお詫び申し上げます。では、議案第78号資料1と2に基づいてご説明をさせていただきたいと思っております。資料2で平面図がございますけれども、まず行った移設についてご説明いたします。下のほうに凡例が記されてございますけれども、既設の通信線路が青の点線でございます。移設後の通信線路が赤の一点斜線。事業の換地計画で宅地となる部分で県道128号

線の黄色で記されている部分です。あと水色の太線が下水道の雨水函渠でございます。緑色の太線が土地区画整理の区域界でございます。左内側が区画整理の区域で、右外側が区域外ということでありまして、左側が津嘉山交差点で、現道の国道507号、そこから右へ行きまして県道128号線がございますが、その右横が照屋向けの所でございます。真ん中が津嘉山自動車学校、上のほうに区画道路の9-10がございます。今回の移設をした部分は、季節の通信線路が県道128号線に布設されておりまして、それが区画整理で消える部分で抹消となります。それと27年で下水道の工事を発注しました雨水の整備工事箇所について通信線路が支障となるものですから、そこを動かすということでありまして、津嘉山交差点側から区画整理の支障となる部分が97.8メートル、右側に行きまして下水道の支障となる部分142メートル、区画整理で支障となる移設が必要となる箇所が80.8メートルで、またその右のほうに下水道の支障となる箇所の補償延長が32.8メートル。全体としての移設を要する部分としましては、371.6メートルが既設の県道に埋設されている部分でございますが、それをどちらの事業にも支障にならないようにということで、津嘉山交差点から津嘉山西線を通りまして、区画道路9-10と本部公園線の一部に新しく布設を行いました。それが27年の10月に完了しております。その移設する際には、相手であります西日本電信電話株式会社沖縄支店と移転補償契約を26年11月に行いまして、工事が27年10月20日に移転完了しております。その補償費につきまして、先ほどの支障となるそれぞれの区画整理事業、下水道事業、2つの事業費で費用負担をしております。資料1の下段でございますとおり、全体の事業費としましては3,524万円の移転補償を行っております。先ほどの延長での案分で下水道分が49パーセントで1,727万円でございます。残りの51パーセント相当が区画整理事業で1,797万6,000円を負担しております。それに対する下水道事業の国庫補助金は60パーセントでございますので、1,727万円に対する国庫補助金が1,036万円でございます。今回、最終的な表の部分を説明しますけれども、そのなかで不当と認められる事業費が927万円、国庫補助金として60パーセントの556万円を返還するという内容になっております。この会計検査自体は29年の1月に行われました水管理保全局の会計検査として行われたものであります。そのなかで下水道工事雨水の整備におきましてご指摘がございましたところですが、町としましては下水道事業、区画整理事業、全体的に勘案したところ上のほうに移設しようと、どちらの事業にも支障のない切り回したかたちで移設したものをNTT社と協議・調整して補償を行った次第であります。資料1にございます11月8日に会計検査院から出されました平成28年度決算検査報告書の概要に基づいて資料を作っておりますけれども、下水道事業につきましては基本的に公共事業の施工に伴う公共補償基準要綱、公共補償基準要綱の運用申し合せ事項につきまして取り扱いしてやるべきではないかというご指摘です。それによりますと、移設した赤の部分について現況の既存公共施設の機能廃止までの財産価値の減耗分を工事費相当から引きなさいということが、下線の部分の基準要綱に基づくものでございますけれども、NTT社との補償内容としまして中断にございますように、通常、工事費で減耗すべきところを通信線路の材料費のみ減

耗されているというような状況であります。そういったものの差額分が今回国庫補助の対象にならないよというようなことが会計検査院からご指摘を受けまして、公共補償基準によれば減価相当額は工事費に基づいて算定することということでされておりますが、通信線路の材料費のみに基づいて算定するのではなく、通信線路等の工事費、設置等も含めた費用に基づくというようなものであります。その差額分について国庫補助の対象としないということですので、その分について返還しなさいというような内容でございます。以上が資料の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 これで3例目、4例目ですか。国庫交付金に対するミスと言うのか事務処理の手違いで国に返還しなければならぬ、そういう結果を招いてしまっている。過去のミスを反省するということだったが、活かされていません。勉強もしていない。町民の立場で、少し厳しいですが質問しますね。課長が言ったように、国の要綱にもある、そして申し合せ事項にもある、なのになぜそれを間違ったのか不思議でならない。皆さんは、中古の車を買うときに新車の値段で買いますか。買わないでしょう。当然そこに償却費が出てくる。なんでそこに気付かなかったのか。気付いていないということが私は理解できない。556万円の予算は、相手方に償却だからこれだけ値引きしますよということであれば、当然そこで町民の税金で支払うことをしなくてよかった。けれども、それをやってしまったためにこの返還でしょう。今回の補正予算も715万2,000円を一般会計から繰入れをしています。これがなかったらその繰入れもしなくてよかったでしょう。それだけ町民に迷惑をかけることはよくないね。もう言葉だけの反省は要らないので、今後どういう対策でミスのないような方策をとるか、これは役場全体のことから総務部長で教えてください。今後、こういうミスが起こらないように、反省の言葉だけを繰り返さないように、職員をどう指導していくか、その体制をどうしていくか教えてください。以上です。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 先ほど担当部長からもございましたように、補償の対象となるかルールの解釈不足で国庫返還金が出たことについて、法規の担当部長と言いますかそういったことでお詫びを申し上げます。その都度、同様なこととしかお答えはしていません。やはり、法規、補助基準、補助対象を徹底的に掘り下げて実務として反映させていくことの徹底しかございません。ただやはり、当然物的なものは減耗しますが、それに同率で工事費まで反映させるとかそういったことがなかなか読み取れない部分があったことも事実でございまして、今後は上級機関と言いますか県・国へ対して補助対象となる前に連

平成29年第4回初日

絡調整というのも積極的にやっていく必要があるであろうということでございます。補助事業を主に担当している部署においてもその都度、担当の県の部局、国の省庁との前もって連絡調整をしていく体制も必要かと思っておりますので、このへんはまた関係部局とも調整して全庁的に再発に向け取り組んでいきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 ぜひそうして欲しい。こういう事業というのは、南風原で初めてではないでしょう。あるいは沖縄県内でもいろいろなケースがあるはずですが、そういった情報を取り寄せて判断をして手続きをすれば、こういうミスは起こりません。町民に迷惑をかける、町民に負担をかける役場であって欲しくない、そういう職員であって欲しくない。それはしっかり反省をし、これから町民に迷惑をかけない負担をかけないことを心掛けて事業に取り組んで欲しい。そういうことをお願いしておきます。終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 11ページの、その返還金の上の磁気探査料、下水道工事の減額についてですけれども、概要説明書では補助金交付決定額に伴う減額と説明されていますが、これは収入のところでもあった起債の減額等も関連していると思うのですが、これは予定していた工事が認められなかったために工事をやらなかったという意味ですか。それともこの償還との絡みがあるのですか。説明をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 13節の委託料及び工事請負費の減額につきましては、先ほどの概要説明でも説明いたしました浸水対策下水道補助金1,870万円の減額ということで、これについてはまず当初計画では1億5,000万円の補助金を予定しておりました。ところが、県の内示額によりますと1億3,130万円ということで減額となって当初予算を議会に提案をしておりました。この内定通知が来たのが29年3月31日付の4月1日受付でやっております。予算の修正が間に合わなかったということで今回の減額補正としております。それに伴って委託料及び工事費の減額を行っております。

交付金返還金との関連ではございません。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 詳しいことは委員会でやりたいのですけれども、今は通信線路を

平成29年第4回初日

別の所に移動するということですよ。以前、平原橋を架け替える時に、土地改良の水を運ぶあの管の切り回しとかありましたでしょう。そういうものとか、あるいは南部水道の切り回しとかそういうものがいろいろ出てくると思うのですけれども、そういうときも補助金の対象外とかいう事例がありましたでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 平原橋の喜屋武・宮平地区の畑かん施設の切り回しがありました。あれにつきましては、県が工事を行っているわけですが、資産は町のもので、これも公共補償基準というかたちで減耗をやっております。

（「休憩願います」の声あり）

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後1時32分）

再開（午後1時33分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○経済建設部長 金城敬宝君 平原橋の架け替えにつきましては、切り回しの工事について全部減耗をしております。あれは県のほうでやったのですけれども、そのように減耗をしております。工事も。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第78号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、経済教育常任委員会に付託します。

日程第11. 議案第79号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

○議長 宮城清政君 日程第11. 議案第79号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第79号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号） 平成29年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,586万5,000円

平成29年第4回初日

とする。2項 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 議案第79号平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について補足して概要説明をいたします。

まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明いたします。今回の補正は、保留地等借地料の実績により補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ250万円を追加し、補正後の土地区画整理事業特別会計予算額は9億8,586万5,000円となります。

次に、歳入について説明いたします。6ページをお願いいたします。9款2項2目、雑入250万円の増額補正は、保留地等借地料の実績によるものでございます。

引き続き、歳出について説明いたします。7ページをお願いいたします。2款1項1目、事業費250万円の増額補正は、事業区域内の維持管理費と分筆等による仮換地補正業務が必要となったことによるものであります。

以上が、議案第79号平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第79号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第12. 議案第80号 町道の路線の廃止について

日程第13. 議案第81号 町道の路線の認定について

○議長 宮城清政君 日程第12. 議案第80号 町道の路線の廃止についてと日程第13. 議案第81号 町道の路線の認定についてを一括議題といたします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第80号 町道の路線の廃止について、次のように道路法第10条第1項の規定に基づき町道の路線を廃止することについて、同条第3項において準用する第8条第2項の規定により議会の議決を求めます。廃止する路線は、町道5号線。起点を宇喜屋武387番から宇宮平718番1。延長835メートル、幅員5.1メートルです。

提案理由としまして、町道5号線の道路整備事業に伴い、町道の再編を行う必要があり提案をいたします。

引き続き、議案第81号 町道路線の認定について、次のように道路法第8条第2項の規定に基づき町道の路線を認定することについて、議会の議決を求めます。認定する路線は、まず町道5号線。起点を字喜屋武610番から字宮平1019番1。延長が779メートル、幅員が9.5メートルです。そして、町道287号線。起点を喜屋武370番から喜屋武341番。延長が225メートル、幅員5.1メートル。そして町道288号線。起点が喜屋武691番2から宮平718番1。延長205メートル、幅員5.1メートルです。

提案理由としまして、町道5号線の道路整備事業に伴い、町道の再編を行う必要があり提案をいたします。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 それでは議案第80号、議案第81号について、一括して補足説明いたします。まず、議案第80号につきましては、先ほど提案理由にありました町道5号線の道路整備事業に伴う町道を再編するための廃止となっております。

10ページです。町道の路線廃止を行う位置図でございます。現在の町道5号線につきましては、起点が喜屋武集落内を通過して終点が黄金森公園のメインゲートを通過して町道49号線に接続となっておりますが、道路整備により線形を修正したことによって終点を変更するための路線廃止となっております。

続きまして、議案第81号の町道路線認定につきましては、先ほども説明がございましたとおり3路線を予定しております。まず1点目は、議案第80号で廃止の提案をしております町道5号線を新たに認定する者であります。

次のページの路線図で説明いたしますと、新たに町道5号線として認定する道路につきましては、起点が県道の南風原・知念線から喜屋武土地改良区の農道を通り、終点そのまま真っ直ぐ町道49号線に取り付ける形での路線の認定となります。

2点目の町道287号線につきましては、従前の町道5号線の起点の変更に伴い新たな路線として町道287号線を認定するものでございます。

3点目の町道288号線につきましても、従前の町道5号線の終点の変更に伴い新たな路線として町道288号線を認定するものでございます。

以上が、議案第80号、議案第81号の補足説明でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 1つお聞きしたいのですけれども、町道認定のところで、町道5号線のこれまでのところが287と288にということで、この288号から49号までの部分に今は道路がないですよね。ありますか。道路があって町道認定するのは分かるのだけれども、道路がない所を認定するのは認定してから整備をしていくということなのか。例えば牛舎の所へは道路がありますよね。それは認定して整備をしていくというのは分からないでもないのですけれども、この288号線の付根の部分から49号線までの間は、道路はありますか。確かないのではないかという私の記憶なのですけれども、そこは町道認定してから整備するのですか。整備してから町道認定するのですか。整備してからはないかと思うものですから、その点お聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 今回、新たな町道5号線につきましては、終点側に道路はございませんけれども、認定して整備をする予定でございます。と言いますのは、沖縄振興公共投資交付金の対象事業としては、県道路線あるいは町道路線にしか補助金は付けられないことになっておりますので、認定してから事業を投入していくことになります。それから収用事業の5,000万円控除を受けるためには、路線が町道でなければ対象になりませんので、そのための今回の認定変更となっております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 控除を受けるためというのは分からないでもないけれども、町道の認定の仕方には、できているものにやる方法と道ができる以前、計画の段階から町道認定する方法があるということなのですね。例えば地主の同意は関係ないわけですか。了解を得ているのかも知れませんが、一般論として地主の同意を得ないで道を開けようということで町道何号線と決めて、補助をもらって整備していくことが可能ということなのですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 今回の路線につきましては、設計が入る前に地権者にも説明を行って同意を得て計画を進めております。2カ年ほど前からこの道路計画についての説明を行っていき、今回の認定後においても地権者には説明を行っているということでございますので当然同意は得られているものだという認識をしております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今回の答弁を聞き逃した点があるかも知れませんが、町道にしないと用地買収などで5,000万円控除というのは地権者のほうのメリットを生み出すためにということですね。今回の町政一般報告の3ページで、町道5号線の用地測量委託業務は完了して、物件補償調査委託業務の委託契約を10月19日に行ったと報告されておりますけれども、これらの事業は、まだ町道認定していないわけですができる根拠はどういうことなのか。これは補助事業じゃないのかどうか。これからの用地買収などには町民、町の不利が出てくるという説明に聞こえたのだけれども、このあたりの説明をいただきたい。

それから、今回、新しい5号線になるために、これまであった287号線と288号線にくっ付けるということですが、国道の場合を見ていると同じ路線名だけれども2つも3つもあるという例がありますよね。例えば507号。国場から津嘉山のサンエー前を通過して東風平、八重瀬に行くあれも507。今新しくできたトンネルを通過して行く道路も507。このように、同じ路線名だけれども複数あるという事例を見るのだけれども、新しく路線名を付けなくても可能ではないかと思うのですがこのへんはどういうふうになっているのか教えていただきたい。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 私は路線について。確かに国道507号バイパスとか現道の507号とか、名称は507号ですが那覇具志頭線だったかな、正式名称はそうになっているかと思えます。それが県道だからできるのかどうか知らないのですが、町道においては、管理する上で分ける必要があるだろうということで今までそのように分けてやっております。

○議長 宮城清政君 都市整備課長。

○都市整備課長 金城政光君 それでは、先ほどの一般町政報告にありました委託業務についてです。実際、採択はされていますので、事業を入れる時にはやはり委託が確定しなければ用地交渉とか工事に入れられないものですから、今回に認定なのですが委託に関してはできるということで事業を進めております。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午後1時53分)

再開 (午後1時53分)

○議長 宮城清政君 再開します。都市整備課長。

平成29年第4回初日

○都市整備課長 金城政光君 採択はされておまして、補助金を入れる部分に関してはやはり認定しないとできない、前もって認定しておかなければ事業上問題があるということで、事業前に認定をやりたいということです。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後1時54分）

再開（午後1時59分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第80号 町道の路線の廃止について及び議案第81号 町道の路線の認定については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第14. 議案第72号 南風原町土地開発基金条例を廃止する条例

○議長 宮城清政君 日程第14. 議案第72号 南風原町土地開発基金条例を廃止する条についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第72号 南風原町土地開発基金条例を廃止する条例 南風原町土地開発基金条例を廃止する条例を、別紙のとおり提出いたします。

提案理由といたしまして、土地開発基金は、設置目的である公共用地の先行取得の必要性が薄れ、今後の活用の見込みも低いことから、本基金条例を廃止したいため提案をいたします。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第72号 南風原町土地開発基金条例を廃止する条例を説明いたします。まず、議案書をめくっていただきまして、廃止条例がございます。南風原町土地開発基金条例を廃止する条例。南風原町土地開発基金条例（昭和49年南風原村条例第10号）を廃止する。附則で、この条例は平成30年3月1日から施行するということがございます。お手元にこの議案第72号の資料をお配りしております。今回の同条例廃止の理由でございますが、同土地開発基金は公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を目的に昭和49年に設置されています。平成初期までは、地価の高騰が続いたことや黄金森公園用地を含めた用地先行取得も活発に行われ、この基金も活用されておりました。しかし、時代の流れで地価の下落、若しくは近年は安定でございますが、町の公共施設整備の進捗

に伴い、平成20年度を最後に用地先行取得がなされておられません。また、今後も用地の先行取得の必要性は低くなってきていると考えております。またこの基金の現金についても、平成21年度からは新たな用地の先行取得がなされておらず、定期預金での運用に留まっている。以上の理由から、同基金は一定の役目を終えたものと判断し、その条例を廃止するという提案でございます。現在基金。これは定期預金が3つに分けてありまして、平成20年2月末の推計で現金2億1,578万5,000円。これは、午前中で上程した議案第76号の補正予算でも計上いたしております。今後の対応につきましては、施行期日であります平成30年3月1日をもって廃止して、この現金については財政調整基金に積み立てて、それ以後の予算として有効に活用していきたいという考えでございます。

それです、先行取得に係る同基金の活用ですが、平成13年に黄金森公園、49号線の取得がありました。5年後の平成18年に黄金森公園の用地。20年に黄金森公園用地の取得を最後に、先行取得もなされておられません。完全と言いますか、平成28年度からなのですが、総務省の地方財政計画の中でも地方公共団体の基金についてもその規模や管理など十分検討を行った上でそれぞれの基金の設置の趣旨に則して确实且つ効果的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど適切な運営をしてくださいということです。国の立場から考えると、国は赤字国債が増えている、しかし全体的な意味での地方では基金が増えているという状況もあることから、これは財務省からの指摘と言われておりますが、地方公共団体においてもそれぞれの団体の実情に応じた確・適正に活用して欲しいという旨のことも示されております。

以上が、議案第72号 南風原町土地開発基金条例を廃止する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 質問します。この基金を活用して黄金森公園を整備いたしました。そういう実績があります。そして、今、提案理由の説明がありましたが、私はそれは違うと思います。設置目的である公共施設用地の先行取得の必要性が薄れ、今後の活用の見込みがない、低いと、だから基金を取り崩して一般会計に歳入として入れて、1億5,000万円は一般会計の事業に使っているわけでしょう。財政調整基金に積み立てたのが残りの6,000万円ぐらい。この一般会計に使う金がないから、また目的基金ですから崩してやらないと一般会計に繰り入れができない。そういう条件でなかったのかと思います。今は土地購入がないかも知れないけれども、その基金がないと学校建築であるとか庁舎もこれから造らなければいけないでしょう。公共施設を造るとき、用地買収ができないと、基金で積み立てがないと、一般会計から全部繰り出すことはまず不可能でしょう。皆さん方はこの基金を活用し、町村土地開発公社を利用し用地買収をやってきています。そうすると、今はな

いかも知れませんが、新しい町長になったとき、新しい事業が生まれたとき、用地買収ができません。一般会計だから金の負担ができない。そうすると、町民が望んでいる事業ができなくなるのではないのでしょうか。だから私は、この基金は置くべきだと思います。目的の基金だから、きちんとそれは置いておいて、これから新しい町長が生まれたときの事業が困らないようにしておくのが将来を見越した町政運営になるのではないのでしょうか。今、それを全部取り崩して全くないとなったら、一般会計から用地買収を全部出さないとまず不可能でしょう。そういった面での皆さん方の考え方。見込みがないと言った根拠、なぜそう言い切れるのか。それをまず説明してください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 土地開発基金と先行取得と公社の関係ですが、まず用地は必ず先行取得しなければ公共用地は買えないということではございません。当該年度で補助事業が付いて、公園であれば2分の1、道路であれば細かく言えば違いますがおおむね8割であとは起債が付いて用地を買っていくというものです。一番コストがかからないのは現年度で補助事業を充てて買うことです。なぜかと言うと、公社を利用すると事務費と金利がかかります。言わんとすることは、土地開発公社は解散いたしません、脱会しません。町村土地開発公社に加入しております。以前から基金を活用せずに市中銀行の金利が安くなった時は、そこから借り入れて次の年、後年度で返していったこと多々ございます。今回の条例で説明したのは、基金は金利も安くなって10年近く置いておくだけになっているということです。そういうことで、この用地先行取得に係る土地開発基金の活用がかなり低くなってきたという意味です。大きい予算の枠で言えば、国民健康保険の今後の対応もある、民生費関係、社会福祉関係、教育施設、本町で需要の大きい、近い将来見込まれているいろんな財政需要への対応も含めて、先ほどの総務省からの地方財政への提言等々も踏まえて、今回の土地開発基金を廃止する条例を提案させていただいているということでございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 私が言いたいのは、その基金を潰して、積み立てていた2億1,000万円ほどを一般会計へ戻すが、一般会計に入れるのは6,000万円ぐらいでしょう。あとの1億5,000万円は補正でつけました。先に言ったように、新しい事業を必要としたときに用地買収をするための8割を国庫補助でやるがあとの2割は町債と一般財源の負担でしょう。その一般財源からその負担が可能なかどうか。私は、今の財政事情からするとかなり厳しい、できないとみています。この保障するために基金を残しておくべきだと私は思います。先に言いましたが、皆さんは今度の補正の財源がないために基金を崩して全部一般会計に

入れる。それが本来皆さんの必要とした基金を潰す原因ではないかな。なにもこれからあともないということはありません。新しい町長が来年からまいります。そうすると、新しい事業を計画しても用地買収ができない。誰が保障しますか。新しい町長がやるわけでしょう。だから、一般会計からも負担しなければ借入額では間に合いません。それが本当にできるのか私は疑問があります。そういった面で、条例を廃止すべきでないと思います。そのまま残しておいて、町民が望む事業を展開できる方法も残しておくべきだと思います。先に言いましたが、ないという理由が私には分からない。新しい町長が考えることであって、皆さんが言い切るものではない。これからの町民が何を町政に望むのか分からない。それも否定するのは新しい。何を町民が望んで、何を町長が選択をし事業を展開し町政運営をしていくのか、それは今の町長が決めるものではない。将来のことを考えてください。そういった意味で私は条例の廃止をすべきではないと思うが、本当にこれからあともないと言い切れますか。もう一度、教えてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 まず、補正のお話をさせてください。6号補正で財調から繰り入れるのは6,041万円です。そうすると、16億7,804万1,000円の財政調整基金が残ります。土地開発基金2億1,578万5,000円です。全て財調に積みます。そうすることで18億9,382万6,000円となります。額についてはそれを確認させてください。

それで、この基金がなくても用地先行取得は、もし機会があればできます。そういう仕組みでございます。市中銀行から借りればできるわけです。町村土地開発公社本社を通じて。過去にも何度もこのケースはございます。ただ、この条例については基金の取り崩しです。基金の活用がなされてきていないということです。今後、仮に先行取得が必要であったら、土地開発公社を利用して先行取得することは可能でございます。これまでは、当該年度に補助事業で直接南風原町が買収する、一般財源部分にこの基金を活用したケースはたぶんございません。ずっと遡っての確認はしていないのですけれども。これは南風原町が直接買いではなくて用地先行取得で公社が買い取る時です。そのときに活用はされてきました。方法は2つで、町が持っている土地開発基金から本社に貸して、本社から借りる方法と、本社に利率が安いところから調達してもらって南風原町土地開発公社に融資してもらって、公社が買って後年度に南風原町が買い取るという方法です。という公社の流れでございますので、将来、用地先行取得ができないということでは決してないということでございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 これから出てくるであろうあるいは校舎の新增築。南星中学校はそ

れが出てくるかも知れないし北丘も出てくる、調理場も出てくるかも知れません。今現在の判断ではなくて、これから出てくると予想できるものにはその財源も準備しておかなければならないと思います。借入れがあろうが、一般会計から持ち出してそれに充てるということが全くゼロにはならない。一般会計からの持ち出しも当然出てくる。そういった面の配慮がないことに理解できない。この条例は廃止すべきではないと申し上げて質問を終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第72号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第72号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第72号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第72号南風原町土地開発基金条例を廃止する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 宮城清政君 起立多数であります。したがって、本案は可決されました。

日程第15. 議案第82号 平成29年度北丘小学校西側避難通路整備工事の請負契約金額の変更について

○議長 宮城清政君 日程第15. 議案第82号 平成29年度北丘小学校西側避難通路整備工事の請負契約金額の変更についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第82号 平成29年度北丘小学校西側避難通路整備工事の請負契約金額の変更について 平成29年6月8日、第2回南風原町議会定例会において議決されました上記工事において、契約金額の一部を変更したいので議会の議決を求めます。

記 1. 契約の目的 平成29年度北丘小学校西側避難通路整備工事。2. 契約金額 変更前1億5,082万2,000円。増額金額665万2,800円。変更後契約額1億5,747万4,800円。3. 契約の相手方 平成29年度北丘小学校西側避難通路整備工事建設工事共同企業体代表者住

平成29年第4回初日

所 那覇市具志3丁目23番21号 株式会社大進建設代表取締役 前原 進。構成員住所
那覇市首里末吉町4丁目2番地23 株式会社重建 代表取締役 比嘉真也。

次のページをお願いします。4. 主な変更内容 アンカー工、横ボーリング工における
設置本数の追加。5. 変更理由 次年度工事で予定していたアンカー工及び横ボーリング
工の施工を今年度で行うためであります。内容等については、担当から説明をさせていた
だきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それでは、議案第82号 平成29年度北丘小学校西側避難通路整
備工事の請負契約金額の変更について概要を説明します。3ページをご覧ください。赤色
部分の変更箇所となります。変更理由は、次年度工事を予定していた第3法面南側部分の
アンカー工及び横ボーリング工の施工を今年度に前倒しして行うことによるものです。主
な変更内容は、アンカー工13本増、横ボーリング工塩ビ管40本が増となります。

以上で議案第82号の概要説明とします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。10番 大城 毅議
員。

○10番 大城 毅君 どちらかと言うと繰越して遅くなるのがこれまでは多いのだけれど
も、今回はむしろ前倒しにするということですが、では、なぜ今年度当初予算の中で収め
なかったのかということですか。工事が予定以上に進行しているということなのか。もちろ
ん、工事は早く終わることに越したことはないと思いますので、それは良いことだと思
いますけれども、どうしてこのようになったのか説明が欲しいということですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 本来、当初で同じ第3法面ですから一度でやりたかったのです
が、設計の金額が出た時に予算との絡みがあって発注できなかったものですから、今回入
札残によりこの部分が今年度に前倒して事業をすることができるようになったための契約
変更となります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午後2時25分)

再開（午後2時25分）

○議長 宮城清政君 再開します。休憩します。

休憩（午後2時26分）

再開（午後2時28分）

○議長 宮城清政君 再開します。質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第82号については、委員会の付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第82号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第82号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第82号 平成29年度北丘小学校西側避難通路整備工事の請負契約金額の変更についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第16. 議案第83号 東部清掃施設組合の解散について

日程第17. 議案第84号 東部清掃施設組合の解散に伴う財産処分について

日程第18. 議案第85号 南部広域行政組合規約の変更について

○議長 宮城清政君 日程第16. 議案第83号 東部清掃施設組合の解散について、日程第17. 議案第84号 東部清掃施設組合の解散に伴う財産処分について、それから日程第18. 議案第85号 南部広域行政組合規約の変更についてを一括議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第83号 東部清掃施設組合の解散について 地方自治法第288条の規定により、平成30年3月31日をもって東部清掃施設組合を解散することについて議決を求めます。提案理由としまして、東部清掃施設組合を解散することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定によりこの案を提出するものであります。

次に、議案第84号 東部清掃施設組合の解散に伴う財産処分について 地方自治法第289条の規定により、平成30年3月31日をもって解散する東部清掃施設組合の財産処分を、別紙のとおり定めることについて議決を求めます。提案理由としまして、東部清掃施設組合の解散に伴う財産の処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定によりこの案を提案するものであります。

引き続き、議案第85号 南部広域行政組合格約の変更について 地方自治法第286条第2項の規定により南部広域行政組合格約を別紙のとおり変更する。提案理由としまして、糸満市・豊見城市清掃施設組合、東部清掃施設組合及び島尻消防清掃組合（清掃事務のみ）の解散に伴い、南部広域行政組合においてその事務を継承することから、南部広域行政組合格約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定に基づき本案を提案いたします。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それでは、議案第83号、84号、85号について、関連いたしますので続けて概要を説明いたします。まず、議案第83号でございますが、東部清掃施設組合の解散についてであります。お手元に東部清掃施設組合からの理由書を参考資料として付けておりますが、まとめますと平成20年3月にごみ処理の共同処理を行う糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町及び西原町の3市3町において、このごみ処理の効率化と財政負担の軽減を図るために関係する3つの組合を統合してその施設を一元化するということが確認がされております。その事務を南部広域行政組合に帰属させるということで、平成20年6月25日には沖縄県の指令が下って、同年7月にはそれが施行されました。しかしながら、この関連する施設組合最終処分場建設の課題に時間を要していたことから、なかなか南部広域へのごみ処理事務が移管されなかったのですが、その後この最終処分場建設の目途がついたことから、昨年平成28年4月から長期計画とされた組織の統合及び一元化したごみ処理施設の建設に向けた取組が進められてきて、平成30年4月1日に南部広域行政組合と糸満市・豊見城市清掃施設組合、それから東部清掃施設組合、島尻消防清掃組合（清掃のみ）を統合するということが協議がまとまったということで、各施設組合が解散をするということの83号提案でございます。まず、東部清掃施設組合を解散するという提案です。

続きまして議案第84号でございます。東部清掃施設組合の解散に伴う財産処分でありませぬ。別紙に東部清掃施設組合が解散して今持っている財産を南部広域行政組合に帰属させるための財産の一覧でございます。1番目が清掃工場。これには本町は関連しておりませぬ。2番目の汚泥再生処理センター、これが本町の関係している業務でございます。それから、3番目は前のし尿処理の跡地です。それから財政調整基金。これは平成30年3月末の見込みで9,494万7,118円になるという、以上の財産を南部広域行政組合に帰属させるということの議案となっております。

続きまして議案第85号。これは各ごみ処理関係の組合が解散して南部広域行政組合の管轄になる、事務になるということで、その規約の改正でございます。資料5ページからは新旧対照表となっております。まず、5ページ。右側が現行、左側が改正案となります。第3条 共同する事務の中で、ごみ処理広域化計画及び施設整備に関する事務が、ごみ処

理施設の設置及び管理運営というように改正です。新たに5号ができて、し尿処理施設・汚泥再生処理センター、これがわれわれの構成している東部清掃施設組合のセンターでございますが、その設置及び管理運営に関する事務が加わることになります。5条が議会の組織及び議員の選挙の方法ですが、現在は定数13人で組合市町村議会の議長をもって充てるというものが、定数を21人として各市町村の議会において議員の中から選挙するという選出方法への変更です。この派遣する議員の数ですが、事務が多いところが2、比較すると少ないところが1という構成です。糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町が2人で、南風原町や離島の渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、それからわれわれと同じ汚泥再生処理センターに加盟する中城村と北中城村は1人ずつということでございます。

続きまして7ページに現行の共同処理する事務に具体的にごみ処理施設（新炉）と、3条第5号に関する事務でし尿処理、汚泥再生処理センターの事務が加わるということの改正でございます。

以上が、議案第83号から85号の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 3つの議案をとおしての質問だと思うのですが、東部清掃施設組合から出されたこの中身で、糸豊、東部清掃、島尻のごみ処理を一元化することが確認されたということは、南風原町と関係ないしそれはそれでよしとするところですので、ただ、南風原町もし尿処理のところを解散してそこに加わるわけですから、そのごみ処理施設のことについて無関心ではいられない。そういうことだと私は考えています。それと、このごみ処理場の一元化は決めたのですが、最終処分場の建設に時間を要した云々があって、最終処分場の目安が付いたとしているのですけれども、この構成3市3町がどういうふうにと造ると議会で決まっているということなののでしょうか。聞くところによると、これはあくまでも新聞の投書とかいろいろそういうところからですが、この大きい地域で1つの処理場を造るということはとてもじゃないけれども対処できないのではないかと、那覇・南風原の約7倍もあるこの地域のものが1カ所にパッカー車が来るといのは大変だろうとか、時間がかかって大変だろうとかそういう議論があっただに住民は納得できていないというようなことも出ていました。だからそういうことからすると、このごみ処理場の一元化をやるということは決めたのだけれども、実際に1カ所造るのか2カ所造るのか、そこがまだ決まっていない段階で南風原町も一緒になると同じ議論に乗っていかなければいけなくなるのです。全く関係ない、こちらはし尿処理だけだから無関心というわけにはいかないはずで、同じ組合になるわけですからね。その一元化

することが3市3町で決まったのであればそれはそれ、そこではっきり決まってから統合するというだけでもいいのではないかと思うのですね。ですから、この解散する云々も含めて向こうに差し戻すべきではないかと思います。し尿処理で南風原町が同じになることによって、これまでの説明では負担金も減るという話もありました。そうであればとも思うのですけれどもしかし、同じ組合になる南部広域行政組合の一員としての責任も出てくるのではないかと思うわけです。そのへんを皆さん方はどう捉えているのか。どこまで話が進んでいるのか。住民への説明もまだできていないと聞いているのですけれどもどうなのでしょう。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 組織統合及び焼却施設一元化に関する資料ということで、平成28年9月の南部広域行政組合新炉建設準備会という資料が手元にあります。この中で、平成28年2月25日のサザンクリーンセンター推進協議会理事会において、優先課題であった最終処分場建設の目途がついたと、将来の組合組織及び焼却施設の一元化に向けた取組方が議論され、28年4月1日に新炉建設準備室を新設し、組合組織の統合と焼却施設の一元化に向けた業務に取り組むことが承認されたとなっています。そういうことを踏まえて今回の南部広域への事務移管、統合だと理解しております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 今の話は28年にとったのですか。サザンプラントの最終処分場の目途がついた、その最終処分場はどこに置くか、加盟の町村で10年回りでどこにやろうかとかそういう話があったという記憶があるのだけれども、間違っていたら訂正してください。それで、最初に南城市が受けたという話で、あと順繰り回すということなのだけれども、今度やっているのは最終処分場ではなくて処理施設でしょう。処理施設を1つにするか、2つにするか、今は2つあるわけですから（●声あり）それをどうするか。要するに一緒にすることは決まったのだけれども、これを1つにするのかどうするかは今はまだいろいろあると聞いています。サザンプラントというのは、行政の話ではなくて、首長さんたちが集まってどうしようかと話し合っている任意組織ということかそういうものだと聞いているのですけれども、その最終処分場は確かに決まったと、玉城の堀川の所に最初はすると決まったという話は聞いています。けれども、今は処理場の話ですよ。糸豊とか東部とか島尻が一元化することに合意したということについてはまだもめていると、これも一緒に南風原も入った、西原も入った、中城も全部というものになるのか。それよりはそこを解決させたほうがいいのではないかと思うのです。ですから、そこはどのような状況なのかということなのです。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 当然、この南部広域行政組合にはわれわれ南風原町も構成しておりますが、7ページの改正案の表を見ると、ごみ処理施設新炉の構成の所に本町は載っていないのです。ということは、3市3町が議論の対象と言いますかそうなるのではないかと考えています。議会には入るのですけれども、この事務については3市3町ですよというような規約です。発言が制約されるのかどうかは別にして、そういった構成団体になっっているということですね。

特別決議というのがありまして、議会の議決すべき事件のうち、組合市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に関する市町村から選出されている組合議員の出席者の過半数となっています。宮城議員がおっしゃるように、南風原もこの議決に係るというのは読み取れないです。関係する事務の過半数というような表現がなされています。規約8条にあります。以上です。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後2時48分）

再開（午後2時54分）

○議長 宮城清政君 再開します。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 先ほど言った議論の中身で、第8条に組合市町村の一部に係るものの議決については関係する議員の3分の2云々あるのですが、議論については関係ない市町村も議論するわけだし、それと3条の共同処理する事務としてこれまではごみ処理の広域化計画及び施設整備に関する事項を検討していたのですが、これからは設置とある。設置について議論していかないといけないわけですね。この3市3町で1つにするか2つにするか、3つにするかまだ議論の最中だと私は聞いているのですけれども、もし決定しているのであれば決定していますと答弁して欲しいのですが、私はそのようにまだ議論の最中だと聞いています。こういうなかで、南部広域行政組合にこれから入ったならば、議論としては南風原町もそのなかに入るわけですから、そうすると、関係ないと言え関係ないところだし、同じ南部広域行政組合であるから関係あると言えれば関係がある。その議論のなかに入らなければいけないし、いろいろそうなるわけです。ですから、それはごみ処理について3市3町で決まってから一緒にくっ付くというのでもいいのではないかとということです。なにも急いでやる必要はない。一元化に向けてはそれでもいいのですけれども、そのへんは処理してからでもいいのではないかと。今、課長がおっしゃったように、そういうごみ処理場の問題については南風原町や中城や離島は1名ずつだけれども向こうは2名ずつだということをやっているのです、これまでのようなライブラリとか教育関係の研究機関

とかこういうところの予算の少ない問題ではないのですよ。予算が何百億もかかるような処理施設を造るといふ議論をする場所になるわけですからね。それは関係市町村が十分に議論してからくっ付いてもいいのではないかと。私はそういう意味からもこの議案については、取り下げるのか棚上げにするのか、継続にしておいたほうがいいのではないかと思います。もし、先ほどのように決まっていることがあれば。

○議長 宮城清政君 他に質疑は。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 現行には3条4項に、ごみ処理広域化計画と施設の整備に関する件とあって、これを今度は設置と管理運営というふうに進めるということです。ですから、計画はもう出来上がっていると思って、この計画を今度は実行するための規約改正と、現実に建設するためのものだという理解なのですけれども、今の寛諄議員とのやり取りですと執行部はそのことは関知していないという理解でよろしいのか。別表第2の3条関係のなかで南風原町はこれには入っていないので、このことについては関わりません、議論等々にはこれまでも関わっていないのでしょうし、だからその情報は申し上げる立場にないみたいになるのかです。その中身が当初言っていたように広大な3市3町に1カ所適切な所に置くものなのか、それとも運営者は一元化するという方向は決まって場所についてはまだだと思うのですがそれは分かりません。それが1カ所なのか3カ所なのかというのは、この地域の住民にとっては1カ所に各地から処理車両が集まるようになるのか、それともより近い所にそれぞれ置くのかこれはその関係者の皆さんが議論することだろうけれども私たちはそれを知らない、分からないわけですね。まずその点。

○議長 宮城清政君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子君 最終処分場は南城市で造られております。間もなく利用されるということです。今回、南部広域行政組合に事務移管したあとに、新炉について場所はどうか職員のなかでも処分場新炉会議とありましてそのなかには南風原は入っておりません。その会議で話し合ったあとに幹事会にかけられて、それから理事会にかけられたあとに組合議会にかけられてきます。組合議会にかけられたときに、各市町村から選出された議員の皆さんで判断していただく流れになっております。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午後3時02分)

再開 (午後3時02分)

○議長 宮城清政君 再開します。住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子君 この会議に出席しておりませんので、こちらとしてはそういう新しい情報は持ってありません。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 といったような状況ですので、確かにそこでこれから起きてくることも南風原町はごみ処理に関しては那覇市と一緒にやっているわけですから関わらない。少なくとも那覇との組合が続く限りは関係しないわけです。ただ、お隣の与那原町や南城市の大里とか八重瀬町の東風平だとかは、当然そこに関わっているわけですからごみ処理問題に関して最初にあった袋の料金のことだとかこれは向こうの組合で決まっていくことで、例えばコストの問題で向こうが安い、あるいはこちらが安いといったことだとか、あるいは処理する車の通行のことだとか、そういったことで南風原町は全く関わらないと、町民の皆さんが全く関わらないということにはならないかも知れない。これは分からない。先ほどのことでね。やはりその点でこれから造ろうとする新炉が1つなのか3つなのかも分からない状況であるという先ほどの答弁ですから、その点では寛諄議員が言っていたようにこのあたりの議論を詰めた上で、どこにするかは別としても1つにするのか3つにするのかについて確認した上でこの規約変更、表現としては同じになるかも知れないけれども提案し直してもらってはどうかというようなことなのです。もし、何かありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 総務部長、住民環境課長に確認をしたいのですけれども、よろしいですか。この資料にあるように、南風原町に関係のない事業がありますよね。今話をされていた最終処分場とか、あるいはこれから話がされる新炉の建設とか、それについては本町は関係ないわけです。でも、議会に議員は参加するのです。21名の議員のメンバーに入っているのですから、議論はするわけです。しかし、決議の場合は過半数で決するわけがありますけれども、あくまでも該当する6市町の議員の過半数が賛成しないといくら過半数を取ったとしてもその関係する6市町が過半数賛成する議員がいなければ、その決議は成立しないわけです。その文言からはそうですよね。その確認をしたいと思います。6市町の12名の議員が、過半数賛成するというその条件の下なのです。それが第8条だと確認をしたいと思います。

○議長 宮城清政君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子君 先ほどおっしゃっていたとおり、参加しないとイケないと

平成29年第4回初日

ということです。そのとおりです。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後3時08分）

再開（午後3時12分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

（「休憩願います」の声あり）

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後3時12分）

再開（午後3時16分）

○議長 宮城清政君 再開します。ただいま議題となっております議案第83号及び議案第84号、議案第85号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第83号、議案第84号、議案第85号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第83号、議案第84号、議案第85号について討論を行います。討論はありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 一括議題で3件、ごみ処理場の建設に関して3つの議題ですけれども、最初の議題に討論したいと思います。反対の立場の意見を求めます、討論を求めますということだったかも知れませんが、賛成とか反対の以前に質疑で申し上げたような中身で判断するに十分な材料が提供されていないということで、採決に臨めないというようなことですので、私とそれから賛同していただける方には、この際は退場というようなことをしたいと思っております。反対討論にはなりません、以上で討論を終わります。

○議長 宮城清政君 他に討論はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第83号 東部清掃施設組合の解散について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

平成29年第4回初日

○議長 宮城清政君 続きまして、議案第84号 東部清掃施設組合の解散に伴う財産処分について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

○議長 宮城清政君 これから議案第85号 南部広域行政組合規約の変更についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会します。お疲れ様でした。

散会 (午後3時20分)